

広島県教育委員会教育長訓令第七号

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令

広島県教育委員会公印規程施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

「広島県広島教育事務所長	
広島県呉・賀茂教育事務所長	
広島県芸北教育事務所長	「広島県西部教育事務所長
別表8中 広島県尾三教育事務所長	を 広島県東部教育事務所長 に改め、同表
広島県福山教育事務所長	広島県北部教育事務所長」
広島県備北教育事務所長	」

「広島県広島教育事務所出納員	
広島県呉・賀茂教育事務所出納員	
14 中 広島県芸北教育事務所出納員	「広島県教育委員会事務局教職員課出納員
広島県尾三教育事務所出納員	広島県西部教育事務所出納員
広島県福山教育事務所出納員	を 広島県東部教育事務所出納員
広島県備北教育事務所出納員	広島県北部教育事務所出納員
	広島県西部教育事務所芸北支所出納員」

「広島県立生涯学習センター出納員	
広島県立美術館出納員	」
を	「広島県立生涯学習センター出納員」に改め
る。	る。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。